

議案第95号

大阪市食肉処理場条例の一部を改正する条例案

大阪市食肉処理場条例（昭和59年大阪市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中「324円」を「330円」に改める。

別表普通と畜の項中「7,560円」を「7,700円」に、「6,048円」を「6,160円」に、「9,072円」を「9,240円」に、「1,684円」を「1,716円」に、「3,369円」を「3,432円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

食肉処理場における使用料及び手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市食肉処理場条例 (抄)

(手数料)

第 5 条 家畜の診断書、検案書又は健康証明書の交付を請求しようとする者は、1 通につき 324
330

円の手数料を納付しなければならない。

円

別表 (第 4 条関係)

種 別	使	用	料
普通と畜	牛、馬 (生後 1 年以上)	通常開場日	1 頭につき <u>7,560円</u> <u>7,700円</u>
		特定開場日	1 頭につき <u>6,048円</u> <u>6,160円</u>
		臨時開場日	1 頭につき <u>9,072円</u> <u>9,240円</u>
	牛、馬 (生後 1 年未満)	1 頭につき	<u>1,684円</u> <u>1,716円</u>
	豚 (枝肉重量100キログラム以上)	1 頭につき	<u>3,369円</u> <u>3,432円</u>
	豚 (枝肉重量100キログラム未満)	1 頭につき	<u>1,684円</u> <u>1,716円</u>
	めん羊、山羊	1 頭につき	<u>1,684円</u> <u>1,716円</u>
省 略	省	略	

備考 省 略